

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正  
職員の職の設置に関する規則の一部改正  
鳥取県職員の共済制度に関する規則の一部改正
- ◇訓令 甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項の一部改正

## 規 則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第十一号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

鳥取県行政組織規程目次中「第六章陸運事務所(第八百八条―第一百十条)」を「第六章その他の機関

第一節 陸運事務所(第八百八条―第一百十条) 第二節 社会保険出張所(第

百十条の二)」に改める。

第三条に次の一号を加える。

六 社会保険出張所

地方自治法施行規程(昭和二十二年政令第十九号)

第七十三条第一項の規定により設けられた社会保険出張所をいう。

第九条保険課の項中第八号を第十号とし、第七号の次に次の一号を加える。

九 社会保険出張所に関する事

第九条保険課の項中第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 日雇労働者健康保険に関する事

第十二条畜産課の項中第十二号を次のように改める。  
十二 家畜保健衛生所、県営大山放牧場、畜産試験場、畜産講習所及び中小家畜試験場に関する事

第二十一条第一項中「鳥取県立山陰略農講習所」を「鳥取県立畜産講習所」に、「鳥取県宮浜村屠場」を「鳥取県中小家畜試験場」に、「鳥取県立種畜場」を「鳥取県畜産試験場」に改める。  
第三十二条を次のように改める。

(鳥取県立畜産講習所)

第三十二条 鳥取県立畜産講習所は、畜産に必要な知識と技術を授け、農村中堅実務者の再教育並びに養成を行う機関とする。

2 鳥取県立畜産講習所の位置は、東伯郡赤碕町である。  
第三十五条を次のように改める。

(鳥取県中小家畜試験場)

第三十五条 鳥取県中小家畜試験場は、中小家畜の改良発達を図り、畜産経営の向上に資するため、次の調査、試験研究等の業務を行う機関である。

一 畜産経営技術の改善に関する事  
二 家畜の改良繁殖、管理、飼育方法、育成、肥育及び飼料に関する事

三 家畜の経済能力検定に関する事  
四 家畜の人工授精に関する事  
五 自給飼料に関する事  
六 飼料の分析及び鑑定に関する事  
七 畜産物の加工利用に関する事  
八 種畜及び種卵の配付に関する事  
九 畜産技術者の養成に関する事  
十 その他畜産振興に関する事

2 鳥取県中小家畜試験場の位置は、米子市である。  
3 鳥取県中小家畜試験場に庶務係、養豚係、養鶏係及び飼料係を置く。

第四十六条第二項中「八頭西部農業改良普及所 八頭郡河原町 八頭郡のうち用瀬町、河原町、佐治村」を「八頭西部農業改良普及所 八頭郡用瀬町 八頭郡のうち用瀬町、河原町、佐治村」に改める。

第五十条を次のように改める。

(鳥取県畜産試験場)

第五十条 鳥取県畜産試験場は、大家畜の改良発達を図り、経営の向上に資するため、次の調査、試験研究等の業務を行う機関である。

一 家畜の改良繁殖、管理、飼育方法、育成、肥育及び飼料に関する事

二 家畜の人工授精に関する事

三 種畜の後代検定に関する事

四 飼料作物及び牧草の栽培利用に関する事

五 畜産経営技術の改善に関する事

第五十七条の表の衛生課の項中

衛生課	
鳥取県あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員	あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験に関する事務
鳥取県歯科技工士試験審議会	歯科技工士法第十二条第二項の規定による歯科技工士試験に関する事務

六 厩肥の利用に関する事  
七 種畜及び精液の配付に関する事  
八 その他畜産振興に関する事  
2 鳥取県畜産試験場の位置は、東伯郡赤碕町である。  
3 鳥取県畜産試験場に庶務係、種畜第一係、種畜第二係、種鶏係及び草地飼料係を置く。  
第五十七条の表中、人事課の項を次のように改める。

人事課	鳥取県自治研修所運営審議会	鳥取県自治研修所運営審議会設置条例第二条の規定による研修計画、研修所経費の負担等についての審議に関する事務
-----	---------------	---

衛生課  
鳥取県あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第二条第一項の規定によるあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験に関する事務

に

改める。

第五十七条の表の商工課の項中

商工課  
鳥取県中小企業調停審議会

中小企業団体の組織に関する法律第八十二条の規定に基づく組合協約に関する重要事項の調査審議並びに中小企業等協同組合法第九条の二の二の規定による団体協約に関するあつせん又は調停についての調査審議に関する事務

を

商工課

鳥取県中小企業調停審議会

中小企業団体の組織に関する法律第八十二条の規定に基づく組合協約に関する重要事項の調査審議並びに中小企業等協同組合法第九条の二の二の規定による団体協約に関するあつせん又は調停についての調査審議に関する事務

に

電気工事士試験委員

電気工事士法第五条の規定による電気工事士試験に関する事務

改める。

第五十八条第二項中「港務所」を削る。

第六十条第二項中「及び農協主任」を「、農協主任及び

び蚕業主任」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次の次に次の一項を加える。

11 蚕業主任は、上司の命を受け、蚕業に関する事務を処理する。

第七十八条の五第一項林業課の項中「十九 火薬類に関すること（鳥取、八頭地方農林振興局を除く。）」を

削る。

第八十九条中「鳥取県岩美蚕業指導所 鳥取市

鳥取市、岩美郡

鳥取県八頭蚕業指導所

八頭郡家町 八頭郡

鳥取県気高蚕業指導所

気高郡気高町 気高郡

「鳥取県鳥取蚕業指導所 鳥取市

鳥取市、岩美郡、気高郡

鳥取県八頭蚕業指導所 八頭郡家町 八頭郡

」に改める。

第九十七条庶務課の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

規定に基づき設置された社会保険出張所については、別に定めるところによる。

七 火薬類に関すること（鳥取、郡家土木出張所を除く。）

附 則

この規則は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第六章中章名を次のように改め、章名の次に次の節名を附する。

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

第六章 その他の機関

第一節 陸運事務所

昭和三十七年三月三十一日

第一百十条の次に次の節名及び一条を加える。

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二節 社会保険出張所

鳥取県規則第十二号

第一百十条の二地方自治法施行規程第七十三条第一項の

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置に關する規則(昭和三十一年十月鳥取県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「(二十二) 企業診断員」の下に「(二十三) 農協指導検査主任」を加え、同条第二号中「(八) 寮長」を「(八) 心理判定員」に改め、同条第三号中「(十九) 農協指導検査主任」を「(十九) 機械技師」に改める。

第三条第一項中「(五) 薬剤師」を「(五) 機能回復訓練員」に、「(十六) 機関長」を「(十六) 機関士」に改め、「(二十二) 研究員補」を削り、同条第二項中「(八) 汽缶士」を「(八) ボイラ技士」に改め、「(二十) 寮母」の下に「(二十一) 販売員」を加える。

附 則

この規則は、昭和三十七年四月一日から施行する。

鳥取県職員の共済制度に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
鳥取県規則第十三号

鳥取県職員の共済制度に關する規則の一部を改正する規則

鳥取県職員の共済制度に關する規則(昭和三十六年十一月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の二十五」を「百分の三十」に改める。

附 則

この規則は、昭和三十七年四月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第一号

本庁内部部局の長  
甲類附屬機関の長  
地方機関の長

甲類附屬機関及び地方機関の長に対する委任事項(昭和二十八年五月鳥取県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

昭和三十三年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

委任事項第一号を次のように改める。

一 部下に屬する職員の内部組織の所屬及び分担事務を定めること。ただし、補職の発令を除く。別表を削る。

附 則

この訓令は、昭和三十三年四月一日から施行する。

# 鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで鳥取県  
公報を 部購読したいので購読料金 円  
を添えて申込みます。

昭和三十七年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者氏名印)

印

## 鳥取県知事

## 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
[定 一 部 月 極 一 〇 円 ( 配 送 料 共 ) ] 所 県